

中南地区統合校開設準備委員会設置要綱

(設置)

第1 青森県立黒石高等学校及び青森県立黒石商業高等学校（以下「両校」と総称する。）の統合による中南地区統合校（以下「統合校」という。）の開設に必要な準備を進めるため、中南地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 開設準備委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 統合校の名称、教育活動及び目指す人財像に関すること。
- (2) その他、統合校の開設準備に関すること。

(組織)

第3 開設準備委員会は、委員及びオブザーバーで組織する。

- 2 委員は、別記1に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、別記2に掲げる者をもって構成する。
- 4 オブザーバーは、開設準備委員会の会議に出席し、委員の求めに応じて情報提供するものとする。
- 5 第5第1項で規定する委員長は、開設準備委員会の会議に必要な資料作成等を行うため、必要に応じて、両校の教職員で組織する作業部会を設置することができる。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から平成31年3月31日までとする。

(委員長等)

- 第5 開設準備委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
 - 3 委員長は、開設準備委員会を主宰する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 開設準備委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第7 開設準備委員会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室及び両校において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、開設準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される開設準備委員会の会議は、第6の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別記1

開設準備委員会委員

- | |
|--------------------------------------|
| 1 両校の校長の職にある者 |
| 2 両校のPTA、同窓会、後援会等のうち各校の校長が推薦した者 |
| 3 黒石市教育委員会教育長の職にある者 |
| 4 地域の学校教育関係者として学識経験を有し、教育長が特に必要と認める者 |

別記2

開設準備委員会オブザーバー

- | |
|-----------------------|
| 1 両校の教頭及び事務長の職にある者 |
| 2 両校の教職員で校長が特に必要と認める者 |